

健康長寿施策の強化を求める意見書

日本の医療及び介護の提供体制は、高齢社会に対応した一体的な改革、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度によって整備されてきた。サービスを利用する被保険者の視点に立って、ニーズに見合ったサービスが切れ目なく、かつ、効率的に提供されていることを前提とした制度であるが、実態としてはふえ続ける給付に対応し、保険料を含めた保険制度改正が続いている。

各自治体では、被保険者の保険料負担を軽減するため、繰入金などで対応を図っているが、各制度上の上限や、自治体の財政状態に依存する継続的な負担抑制策には課題も多く存在する。

そこで、本市も含めた多くの自治体では、健康長寿に向けた介護予防事業や疾病予防対策事業が進められており、自治体によっては機能回復に偏らず、自立支援につながるほどの成果を上げる事例もある。しかし、これにおいても同じく財政上の課題から、先進自治体が進める疾病再発予防事業、前期高齢者時点でのフレイル予防など制度をまたいだ健康長寿施策や、介護予防、医療介護の多職種連携確立がおくれるのも事実である。

本市では、例えば各種検診の浸透を図るための新規拡充策は全額一般財源であり、既存施策の国庫支出金など特定財源以外の負担も、積み重なっている。

被保険者の健康の保持・増進と医療費の適正化を図るといふ、国全体としての目標を達成するには、健康寿命と1人当たり医療費において、上位下位の自治体差が開いている状況を改める必要がある。各自治体の財政力によって生じる、地域主権とは言えない健康長寿施策の差は、解消されなければならない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、各自治体が健康長寿施策を強化できるよう、財政措置によるより一層の自治体負担割合軽減と、自治体提案による健康長寿施策追加や拡充への支援を求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月27日

三鷹市議会議長 宍戸 治 重